

第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(素案)に対するパブリックコメント募集結果

10人の方から、41件の意見をいただきました。
寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
DV計画について			
1	DV計画は策定せず、DV行政そのものの廃止を求める。	3	「その他」 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3の第3項に基づき、市町村は都道府県計画を勘案して、DVの防止及びDV被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められております。
2	現在策定されている方向性、内容のいずれについても適切かつ妥当と思われるので賛同する。	1	「その他」 引き続き、取組を進めてまいります。
「DVとは」の内容について			
3	DVについて、地域社会の理解や、DVを許さない、見逃さない社会、DV被害者の気持ちを理解する周囲の目がDVの未然防止、深刻化を防ぐためには必要である。 DVは家庭内で起こっているため、外部からは見えにくく、エスカレートし、被害が深刻化しやすいこと、加害者と被害者間の経済的格差などの構造的な問題があること、暴力のサイクルがあること、様々な暴力(身体的…)という手段を用いて、パワーとコントロールによって起こることなどを記載されたい。	1	「すでに盛り込み済み」 DVの未然防止等について社会の理解が重要であること、DV被害はエスカレートして深刻化しやすいこと ⇒P11の3「相談・支援体制の充実」の(1)にDVの理解促進に向けて啓発を進める旨を記載するとともに、リード文にDVの被害が潜在化、深刻化しやすいことを記載しております。 その背景には構造的な問題があること ⇒P11の3「相談・支援体制の充実」の(1)にDVには性別役割分担意識や経済力の格差等が影響している旨を記載しております。 様々な暴力を用いてパワーとコントロールによって起こること ⇒P2の「DVとは」において、「自分の力(権力)を利用し、弱い立場の人を支配すること」、P3の最下段に、多くは何種類かの暴力が重なって起こり、日々の生活のなかで長期にわたり繰り返し行われることで、心の健康を害してしまうケースもある旨を記載しております。
4	「DVとは」の主な具体例に「子どもを利用した暴力」を加えられたい。 ・親権を渡さないと言う ・子どもに被害者の悪口を言う ・子どもに暴力を振るう ・子どもを連れ去る	1	「その他」 DVと子どもとの関係については、P2において、子どもの見ている前でのDVは心理的虐待にあたることについて記載しております。 なお、「主な具体例」については、内閣府男女共同参画局ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」等を参考にするとともに、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)において検討したものです。
5	「配偶者等の親密な関係にある、又はあった人から振られる暴力で…」と記載されているが、「元配偶者、婚姻関係にはないが親密な間柄の相手」などがわかりやすく、記載されたい。	1	「すでに盛り込み済み」 P7の「『配偶者等からの暴力』の定義について」において次のとおり記載しております。 DV防止法における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」が含まれるほか、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。また、交際相手からの暴力についても、DV防止法を準用することとされていますが、「生活の本拠を共にする交際相手」に限定されております。

6	「DVとは」の内容がDV防止法に規定された「配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは大きくかけ離れており、明らかに「犯罪」に該当しないものまでDVの定義に含めているのは欺瞞である。	1	[その他] 「DVとは」の記載について、全てが犯罪に該当するわけではありませんが、「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」という認識のもと、内閣府男女共同参画局ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」等を参考にするとともに、審議会において検討したものです。
7	「主な具体例」もまったくDVの実態からかけ離れたもので、精神的暴力では「喚く」「愚痴を言う」などの記載がなく、「性的暴力」においても「性行為を拒絶する」「避妊を強要する」「同意のない中絶を仄めかす」などが抜けている。 「経済的暴力」では「働かない」「金銭を要求する」など、女性からの暴力についての想定がない。	1	[その他] 「主な具体例」については、内閣府男女共同参画局ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」等を参考にするとともに、審議会において検討したものです。検討にあたっては、「喚く」「愚痴を言う」「働かない」「金銭を要求する」など、その行為のみをもって直ちにDVと断定することが難しいものについては含めないよう留意しております。 なお、記載が抜けているとご意見のある「性行為を拒絶する」「避妊を強要する」「同意のない中絶を仄めかす」については、性と生殖に関しては、自分の体のことは自分で決められるべきであり、DVにはあたらないものと考えます。
8	・最も深刻で代表的なDVは「実子誘拐」「虚偽DV」「親子断絶」であることをしっかり明記されたい。 ・陰湿で卑劣な女性のDVや実子誘拐、虚偽DV、親子断絶、養育費の不当請求など深刻な犯罪行為の防止に絞って計画を策定しなおすべきである。	2	[その他] 「主な具体例」の記載についてはNo.7に回答したとおりであり、ご意見の例については最も深刻で代表的なDVとは考えておりません。
「尼崎市配偶者暴力相談支援センター等の現状と課題」			
9	DV相談件数について、男性から女性、女性から男性の相談件数がわかるよう表記されたい。	1	[意見を反映した(付加)] P4のDV相談件数の推移において、過去3ヶ年分の男性からの相談件数を追記します。
「施策体系」			
10	計画の柱に「未然防止」も盛り込んでください。 「未然防止」:DV被害者にも加害者にもならない教育のためには、デートDV防止や、対等な関係を築くための人権教育が必要不可欠である。	1	[すでに盛り込み済み] DV被害者にも加害者にもならない教育、デートDV防止や対等な関係を築くための人権教育については、施策体系3「相談・支援体制の充実」の「(1)DVの予防啓発を行い、相談窓口を周知する」に記載しております。
11	計画の柱に「推進体制」も盛り込まれたい。 関係機関の連携がDV被害者支援には必要不可欠です。どのように連携するかや、ヒアリング事案の共有、研修、調査・研究など、DV防止のためにどのように取組むかも重要である。	1	[すでに盛り込み済み] 推進体制については、素案P7の最下段に「推進体制の充実」として記載しております。
「1 被害者の安全確保」			
12	P9の1. 被害者の安全確保について、3行目「情報管理を徹底します」の前に「関係部署と連携して」を追記されたい。	1	[意見を反映した(付加)] 「関係部署と連携して情報管理を徹底します。」と追記します。

13	P9の「被害者の安全確保」において、身体的外傷、心的外傷に対する医療的支援、性被害に対する緊急避妊薬処方や性感染症検査、妊娠判定検査などの医療的支援を性暴力被害者支援センターなどと連携して行う旨を明記されたい。	1	[意見を参考とする] ご意見の具体的取組については、性暴力被害者支援センターとの連携も含め、第3次配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(以下「計画」という。)に基づき施策を推進する中で取り組んでまいります。
14	被害者が避難後に加害者との子の妊娠が判明することがあり、被害者の中絶などに伴う身体的精神的負担を軽減するため、予期せぬ妊娠による出産後の児童虐待を予防するため、性暴力被害による妊娠を防ぐ対策を講じられたい。	1	
「2 自立・被害からの回復への支援」			
15	被害者が他市に移動した場合も、移転先との連携をとって、つないでいくことを明記されたい。 同様に他市から市内に転宅してきた場合についても、情報の共有に努め、支援すると明記されたい。被害者が不安なまま新たな生活を築いていく時に、支援の手が離れてしまうと、生活再建がうまくいかななくなることもある。	1	[その他] P10の冒頭に「被害者の自立(生活再建)、被害からの回復に時間を要する場合でも、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援を行います」としているなかで、被害者の転居の場合においても転居先及び転入元の自治体とは適宜情報の共有を行い、被害者の状況に応じた支援を行っています。
「3 相談・支援体制の充実」			
16	P11の(3)①配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目のない支援について「複合的な課題を抱えることがあります」と記述され、「児童虐待、貧困、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど」と具体的に書かれています。それぞれにどのように対応するのかについても記述されたい。	1	[意見を参考とする] 個別、具体的対応策については多岐に渡っておりますので、計画に基づき施策を推進する中で取り組んでまいります。
17	P11の(3)①配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目のない支援について同性どうしのパートナー関係におけるDVIについても、わかりやすく記載されたい。	1	[意見を反映した(付加)] 「同性パートナー」関係におけるDVIについて、P11の(3)①に次のとおり追記します。 ➡自分の力(権力)を利用して弱い立場の人を支配する関係は同性パートナー間でも起こりえますし、男性が被害者の場合もあります。
18	P11の(3)②被害者支援に関わる職員等や相談員の育成・支援について被害者支援に関わる可能性のある人たちをカバーできるような記述をされたい。(民生・児童委員、幼稚園・保育所・子育て支援に関わる人たち、障害者・高齢者施設職員等々)	1	[意見を反映した(付加)] P11の(3)②の最終行に次のとおり追記します。 ➡「市職員・福祉・教育関係者、 <u>その他支援に関わる者</u> 」
19	長引くコロナ禍で表面に現れづらい家庭内でのDVが増えていると推測される。これまでに以上に相談しやすい窓口を充実させられたい。長く支援をしていくためにも地域の民間団体、シェルターなど連携を強め、連絡会議も充実されたい。	1	[意見を参考とする] ご意見の具体的取組については、計画に基づき施策を推進する中で取り組んでまいります。

20	「子ども」については、「3. 相談・支援体制の充実」とは別に項目を立てて「4. 子どもの安全・安心な生活のための相談・支援体制の充実」とされたい。被害者支援と子どもの支援とは違っており、面会交流などの課題もあり、大きなテーマである。 また、要保護児童対策地域協議会との連携だけではなく、児童相談所の開設に向けて準備が進められているので、そこでの取り組みも含めて記述されたい。	1	[意見を参考とする] 当計画はDV被害者支援を主軸としていることから、DVという環境下で被害者とともにいる子どもへの支援は、DV被害者である親の支援と一体的に行われるという考えのもと、素案の3つの施策体系としたものです。また、児童相談所については、設置方針が別途定められており、計画に基づき必要な連携を図ってまいります。
21	男性の相談を受け付けていないことにも言及がない。	1	[その他] DV相談では女性に限らず男性からの相談もお受けしております。
DV施策について			
22	「配偶者のDVにより別居し、他市他県から尼崎市に転入した場合、転居前も転居した児童と同居する者が児童手当を受けていたなら、転居後も同じ者が児童手当が受けられる。」と追加されたい。	1	[その他] 配偶者からの暴力を訴えて児童手当を申請する事例については、(例えば本市に住民登録がないような場合であっても)申請者が現に児童を監護し、配偶者に比して生計を維持する程度が高いことを確認しつつ、個々の状況に応じて配偶者暴力相談支援センターや兵庫県等と連携しながら適切に判断することとしております。
23	配偶者に極力連絡したくないため、「配偶者のDVにより別居した場合、毎年子供医療のため、所得証明書の原本(市民税所得割額、所得額、扶養人数の記載があるもの)の提出、郵送を必要としない。」と追加されたい。	1	[その他] こども医療費助成事業については、保護者・扶養義務者の市民税所得割額の合計金額によって助成金額区分を判断するため所得証明書の提出が必要となっています。ただし、DV被害者の方については、配偶者の所得証明書の提出を求めています。
DV相談			
24	・DV相談が女性偏重でDVの事実確認をせず、被害者ではない相談者に対して子どもを誘拐して一時保護施設に拉致するなど市民の人権を侵害する内容となっている。「被害者の安全確保」においては、まずは被害者かどうかを特定するプロセスが絶対に必要である。 ・DVの事実確認をしているか、女性に偏った対応をしているのではないか。 ・なぜ捜査をしなくて母親と子どもだけを保護するのか。	3	[その他] DV相談窓口である配偶者暴力相談支援センターでは、女性に限らず男性からの相談もお受けしております。また、配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護や被害者の自立促進のための情報の提供・助言等の業務を行う機関であり、国において暴力の事実を認定する機関ではないとされております。今後とも、相談のなかで具体的な状況をていねいにお聞きして適切な対応に努めてまいります。

25	<p>・仮に本当の被害者であっても必ずしも保護をする必要はなく、DV加害者である容疑者を適正な捜査機関が公正に捜査、立件することが最重要の取組みであり、特に家計を支えることが多い男性の被害者の支援に全力をあげる必要がある。</p>	1	<p>[その他] 配偶者暴力相談支援センターにおいては、DVを受けたとの申出があった場合は、相談者の生命及び身体に重大な危害が及ぶ可能性があることから、一刻も早くその方の安全確保を行うことを最優先とし、被害状況やご本人の意思を聞き取る中で一時保護の手続きを行っております。また、配偶者暴力相談支援センターでは女性に限らず男性からの相談もお受けしております。</p>
26	<p>・DV加害者が相談者になった場合でも相手方への聞き取りや証拠の検証をすることなく相談票に「被害者」と記載し、まったく無実の相手方を「加害者」欄に表記している。 ・DV証明は暴力があったことの証明ではないのに相談者が「確定的DV被害者」のごとく扱われ、支援が受けられるのは問題である。</p>	2	<p>[その他] 配偶者暴力相談支援センターが発行している来所相談に関する証明書は、相談の事実を証明しているもの過ぎず、被害に遭った方が避難先において円滑に行政サービスが受けられるようにという趣旨で発行しているものであるため、被害者であるという事実を証明するものではありません。</p>
27	<p>・男性の相談は受け付けずに男性に対する支援措置や児童手当の横領、一時保護が一切なされていないのは明らかである。 ・男女双方の相談を分け隔てなく対応しているのか、男性相談をどのように対応しているのか。</p>	2	<p>[その他] 配偶者暴力相談支援センターでは女性に限らず男性からの相談もお受けしております。 なお、男性が被害者の場合の支援の在り方や方法については、今後の課題と受け止めておりますが、丁寧に相談をお聞きする中で生活全般のご相談をお受けしております。</p>
28	<p>・「被害者保護」の名目で実態は「実子誘拐」と「虚偽DVのでっち上げ」に悪用されているのが現在のDV行政で、むしろDV行政が女性のDVを誘発して深刻化させている。現行のDV相談・支援事業そのものを停止して、過去の冤罪被害者・実子誘拐被害者の救済に取り組まれたい。一時保護や支援措置が実態として実子誘拐及び虚偽DVである以上、相談者や関係者の刑事責任は免れない。 ・連絡を遮断して子どもを会わせないようにしていないか。 ・DVや女性相談をやめてほしい。暴力があったら加害者逮捕で被害者を保護するのは利権そのものである。徹底した真相究明を進められたい。</p>	3	<p>[その他] 虚偽DVや実子誘拐につきましては、報道等により認識しており、DVにおいて相談内容の矛盾点がないかどうかも含め、しっかりと話を聞く中で、適切に対応してまいりたいと考えております。また、配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法の規定に基づき被害者に関する問題について相談に応じ、また、援助等の業務を行うことになっていることから、引き続きこれらの業務に適切に取り組んでまいります。</p>

[今回の意見公募の対象としていないもの]			
29	市ホームページの尼崎市男女共同参画審議会について、令和4年度の審議会議事録を公表してほしい。政策形成プロセス計画書で示す審議会及びDV防止ネットワーク会議での審議内容がわからない。	1	審議会の議事録については、市ホームページ上で公表しておりますが、DV計画の審議においては、配偶者暴力相談支援センターの場所等を含む不開示情報について触れる可能性が極めて高く、情報公開条例第24条第1項第2号に該当する会議として非公開としておりますことから、議事録もホームページ上に掲載しないこととしております。
30	市ホームページの尼崎市男女共同参画審議会の概要について、委員の任期、どの委員がDV部会に参加しているのか、各委員がどんな分野の学識経験者なのか記載されたい。	1	審議会の委員の任期や役職等を示した委員名簿は市ホームページに掲載しております。しかしながら、DV計画の審議は非公開としておりますことから、DV部会委員についても市ホームページに掲載しておりませんが、DVに関する専門的知識や経験を有する委員が審議会から選出されています。
31	市民意見聴取に係る施策の概要においては、「身体的・性的暴力以外に精神的・経済的・社会的暴力もDVにあたること、DVと児童虐待には密接な関係があることなど、DVの理解につながる内容になっているか」など恣意的でDVについての法的な定義を大きく逸脱する内容になっており、DV加害者の制度悪用(被害者性の不当な主張を可能にすること)を誘発する記載がなされている。また「DV防止・DV被害者支援の方向性が効果的かつ実効性あるものとなっているか」という観点においては、事実確認を一切しないことで当然ながら効果的でも実効性のある施策とは程遠い。	1	計画素案ではなく様式1「市民意見聴取に係る施策の概要」への意見となっているため、当区分に分類していません。 身体的・性的暴力以外に精神的・経済的・社会的暴力もDVにあたるなどDVの法的定義を大きく逸脱している。 ⇒DV防止法第1条のDV定義において、身体的暴力のほか「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」が含まれております。 事実確認を一切しないことで実効性ある施策とは程遠い。 ⇒No.24の回答に同じ。
32	DVシェルターは児童相談所と同じ恐怖の館で行政による子どもの拉致施設です。女性支援団体や悪徳NPOを行政から排除してください。	1	DVシェルターは、相談者の状況や意思を聞き取る中で一時保護の手続きを行っており、子どもの拉致施設であるとの認識はしておりません。 なお、女性支援団体等であることのみを理由に行政から排除することはできず、「悪徳」の判断については明確な違法行為が認められるなど客観的事実等に基づき判断します。